

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	私立高等学校等における奨学のための給付金の支給に関する事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山梨県は、私立高等学校等における奨学のための給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山梨県知事

公表日

令和6年6月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	私立高等学校等における奨学のための給付金の支給に関する事務
②事務の概要	<p>私立の高等学校等に在学する高校生等の保護者等の授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図り、もって全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるようにするため、当該高校生等の保護者等に対し、奨学のための給付金を支給する。</p> <p>奨学のための給付金の受給資格認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務を行う。</p> <p>具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取り扱いを行う。</p> <p>①就学支援金申請時(または収入状況届出時)の保護者等の課税情報等から本給付金の対象となる者を選定し、対象者に対し申請書等を配布。(就学支援金の申請時に本給付金の説明と本給付金の選定のために使用する旨を記載) ※県内高校のみ ②奨学のための給付金の受給を希望する保護者等からの、受給申請、マイナンバーカード(通知カードも可。)の写しの提出 ③情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報等の照会 ④上記③で取得した保護者等の税額情報等を基に支給の決定、通知</p>
③システムの名称	統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名

奨学のための給付金支給関係ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第2項 ○山梨県個人番号の利用等に関する条例(平成27年山梨県条例第40号。以下「条例」という。)第4条第1項、別表第一の第4の項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・条例第4条第1項、別表第一の第4の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	山梨県県民生活部私学・科学振興課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	山梨県総務部 県民情報センター 400-8504 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 055-223-1408
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	山梨県県民生活部私学・科学振興課 私学振興担当 400-8504 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 055-223-1322
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎項目評価書]			<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託						
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)						
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続						
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
8. 監査						
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>						

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職	課長 井上泰子	課長	事後	様式変更
平成31年4月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年7月31日 時点	平成31年4月23日 時点	事後	時点修正
平成31年4月23日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年7月31日 時点	平成31年4月23日 時点	事後	時点修正
令和1年6月14日	IV リスク対策	記載なし	項目の追加	事後	様式変更による追加
令和2年4月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月23日 時点	令和2年4月30日 時点	事後	時点修正
令和2年4月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月23日 時点	令和2年4月30日 時点	事後	時点修正
令和3年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人除法ファイルの取扱いに関する問合せ	私学・大学担当	私学振興担当	事後	組織変更による修正
令和3年4月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月30日 時点	令和3年4月30日 時点	事後	時点修正
令和3年4月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月30日 時点	令和3年4月30日 時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号	・番号法第19条第9号	事前	法改正による修正
令和3年11月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○山梨県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	○山梨県個人番号の利用等に関する条例	事後	条例改正による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	1.特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	<p>私立の高等学校等に在学する高校生等の保護者等の授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図り、もって全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるようにするために、当該高校生等の保護者等に対し、奨学のための給付金を支給する。</p> <p>奨学のための給付金の受給資格認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務を行う。</p> <p>具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取り扱いを行う。</p> <p>①就学支援金申請時(または収入状況届出時)にマイナンバーカード(通知カードも可)の写しを添付した保護者の課税情報から本給付金の対象となる者を選定し、対象者に対し申請書等を配布。(就学支援金の申請時等のマイナンバーカードの貼り付け台紙に本給付金の説明と本給付金の選定のために使用する旨を記載) ※県内高校のみ</p> <p>②奨学のための給付金の受給を希望する保護者等からの、受給申請、マイナンバーカード(通知カードも可。)の写しの提出</p> <p>③情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会</p> <p>④上記③で取得した保護者等の税額情報を基に支給の決定、通知</p>	<p>私立の高等学校等に在学する高校生等の保護者等の授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図り、もって全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるようにするために、当該高校生等の保護者等に対し、奨学のための給付金を支給する。</p> <p>奨学のための給付金の受給資格認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務を行う。</p> <p>具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取り扱いを行う。</p> <p>①就学支援金申請時(または収入状況届出時)の保護者等の課税情報等から本給付金の対象となる者を選定し、対象者に対し申請書等を配布。(就学支援金の申請時に本給付金の説明と本給付金の選定のために使用する旨を記載) ※県内高校のみ</p> <p>②奨学のための給付金の受給を希望する保護者等からの、受給申請、マイナンバーカード(通知カードも可。)の写しの提出</p> <p>③情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報等の照会</p> <p>④上記③で取得した保護者等の税額情報を基に支給の決定、通知</p>	事前	<p>令和4年度より以下の対応を行ふことによる変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税額情報に加え、生活保護関係情報を照会する ・就学支援金申請時の個人番号の提出方法について、書面以外にオンラインによる提出が可能となる
令和4年4月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月30日 時点	令和4年4月28日 時点	事後	時点修正
令和4年4月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月30日 時点	令和4年4月28日 時点	事後	時点修正
令和5年4月30日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月28日 時点	令和5年4月28日 時点	事後	時点修正
令和5年4月30日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月28日 時点	令和5年4月28日 時点	事後	時点修正
令和6年4月30日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月28日 時点	令和6年4月30日 時点	事後	時点修正
令和6年4月30日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月28日 時点	令和6年4月30日 時点	事後	時点修正